

障がい児・発達支援児



相談・支援

お子さんの発達(運動・ことば・社会性)で心配になることがあったらひとりで悩まずに相談してみましょう。

- 言葉の発達が遅い
- 落ち着きがない
- 手先が不器用
- 歩行が不安定
- 一人遊びが多い
- 視線が合いづらい

宇都宮市子ども発達センター

【所在地】宇都宮市鶴田町970-1

子ども発達相談室

お子さんの発達(運動・ことば・社会性等)に関する相談に保健師が対応します。また、専門的な発達検査等が必要なお子さんには、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理相談員が専門的に評価し、保護者にアドバイスをを行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4720

診療検査事業

子ども発達センターの各種事業を利用するお子さんを対象に、小児科医師が診察(診療費等の自己負担あり)を行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4723

早期療育支援事業(カンガルー教室)

発達(ことばや行動面)に心配のある就学前のお子さんとその保護者の方を対象に、保育士が個別またはグループで遊びを通じた指導やアドバイスをを行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4723

専門療育事業(なないろ教室)

発達の遅れや障がいのあるお子さんを対象に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理相談員が個別またはグループ指導を行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4723

重症心身障がい児プール活動支援事業

重い運動障がいのあるお子さんを対象に、子ども発達センター内の温水プールを使ってプール活動を行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4723

児童発達支援センター かすが園

肢体不自由または医療的ケアが必要な概ね3歳以上就学前のお子さんの通所支援施設。日常生活に必要な動作の獲得や社会生活適応に向けた療育を行います。

児童発達支援センター 若葉園

知的障がいのある概ね3歳以上就学前のお子さんの通所支援施設。日常生活に必要な動作の獲得や社会生活適応に向けた療育を行います。

※「かすが園」「若葉園」を利用する場合は、障がい児通所給付の決定が必要です。

問合せ先 子ども発達センター かすが園・若葉園 TEL 647-4710

医療的ケア児在宅レスパイト事業

医療的ケアを必要とする在宅の児童が訪問看護サービスを受けた場合の費用（健康保険法その他の助成制度の適用対象となる分を除く）を市が助成します。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4721

障がい児通所支援

心身の発達に心配のあるお子さんや障がいのあるお子さんが利用できる、児童福祉法に基づくサービスです。指定の事業所に通所し、療育などのサービスを受けることができる支援です。

児童発達支援

未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援

未就学で、肢体不自由のある理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校に就学している障がい児に対して、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等に通う、主に知的障がいのあるお子さんに対し、支援員が保育所等に訪問し、集団生活への適応を促すことを目的とした療育を行います。

居宅訪問型児童発達支援

病気や重度の障がいなどによって児童発達支援を受けるための通所が困難な障がい児に対し、支援員が自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

※これらの事業を利用するためには、障がい児通所給付の決定が必要です。詳しくは、子ども発達センターまでお問い合わせください。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4721

手当・助成

手帳の申請・各種サービス

障がい福祉課では、身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の手続きをはじめ、手帳に関連する各種手当や支援、また、ホームヘルパー等の福祉サービスの相談や手続きなどを行っています。

問合せ先 障がい福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2362
相談支援グループ TEL 632-2354

自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体に障がいを有する児童、または現存する疾患を放置すると同程度の障がいを残すと認められる児童で、治療を受けることによって障がいが軽減または除去され、機能が回復するような場合、指定医療機関で診療を受けたときの保険診療の自己負担分の医療費の一部または全部を公費負担する制度です。ただし、所得による制限があります。なお、身体障がい者手帳がなくても受けられます。

問合せ先 子ども支援課 管理グループ TEL 632-2296

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

市内に住所がある18歳未満の、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入費等の一部を助成します。

原則として、購入等に係る費用の1割を負担いただくことになりますが、所得に応じて一定の負担上限額を設定いたします。専用の医師の意見書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

問合せ先 障がい福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2363

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るために必要な生活用具を給付します。なお、給付世帯の所得に応じ自己負担があります。

問合せ先 子ども支援課 管理グループ TEL 632-2296

特別児童扶養手当

市内に住所のある方で、次のような状態の20歳未満の児童を養育している方に、支給される手当です。

対象	支給内容
身体障がい者手帳1・2級と3級の一部の児童(内部障がい診断書による) 療育手帳のA1・A2の児童 その他、診断書により、上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童(心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患等)	手当額1級該当
身体障がい者手帳の3級と4級の一部の児童(内部障がい診断書による) 療育手帳のB1の児童(診断書により判定) その他、診断書により、上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童(心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患等)	手当額2級該当

【支給制限】①支給対象者、配偶者、扶養義務者の所得が、各々の基準額以上のときは、支給されません。

②児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給できる場合や、施設に入所している場合は対象外です。

【手 当 額】1級…児童1人につき、月額56,800円 2級…児童1人につき、月額37,830円
(4月、8月、11月に支給されます。) ※手当額は、変更になる場合があります。

問合せ先 子ども政策課 子ども給付グループ TEL 632-2387

障がい児福祉手当

市内に住所がある満20歳未満の児童で、次のような状態の児童に支給される手当です。

- 身体障がい者手帳の1級または2級の一部に該当する児童 ※障がいの内容によっては該当にならない場合があります。
- 療育手帳のA1の方(知能指数がおおむね20以下)
- その他、診断書により、上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童(心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患等)

【支給制限】①支給対象者、配偶者、扶養義務者の所得が、各々の基準額以上のときは支給されません。

②施設に入所している場合は対象外です。

【手 当 額】月額16,100円(5月、8月、11月、2月に支給されます。) ※手当額は、変更になる場合があります。

問合せ先 子ども政策課 子ども給付グループ TEL 632-2387

医療的ケア児等福祉手当

20歳未満の児童で、次のような状態の児童に支給される手当です。

- 市内に住民票がある方の養育・看護を受け、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である満18歳未満の児童
ただし、引き続き医療的ケアが必要と認められる場合は満20歳まで延長
- 小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている満18歳未満の児童
ただし、継続更新の場合は満20歳まで延長

【支給制限】心身障がい者福祉手当及び難病患者福祉手当を受給している場合は支給されません。

【手 当 額】月額5,000円(4月、8月、12月に支給されます。) ※手当額は、変更になる場合があります。

問合せ先 子ども発達センター 交流・管理グループ TEL 647-4721
子ども政策課 子ども給付グループ TEL 632-2387